

勤労市民センター利用料金の営利加算を一部変更します

令和8年4月1日以降の予約分から運用を一部見直します

営利法人・個人事業主 以外の団体・個人（その他の団体・個人）が参加料や受講料を徴収して開催する習い事等を実施する場合について、次のとおり、制度運用を見直します。

ご利用の皆さまには、ご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

＜変更内容＞

営利加算対象の判定において、その他の団体・個人が事業計画書を提出して収入と支出を比較する場合、以下の経費計上等が可能になります。

① 講師謝礼（交通費、お茶代を含む）：1開催あたり、講師1名につき3千円まで
(最大2名まで) 経費計上可能

② 参加費や月謝等と別に徴収する保険料：収入に含めないことが可能

※運用の見直しにより、事業計画書を一部変更します

変更箇所は裏面をご確認ください



事業計画書

例：月謝方式・場所固定
 ※変更箇所を赤枠で囲っています

固定様式ですので、申請者側にて
 様式変更はしないでください。
 黄色部分を記入してください。

利用者ID			
事業名（教室名等）			
事業内容			
利用施設名			
主催者	団体名 氏名		
	住所		
	連絡先		
【収入】 参加料（会費・月謝等）		【支出】 開催経費	
参加料（月額）	固定項目	会場使用料（1回）	固定項目
参加人数（定員）	固定項目	附属設備使用料（1回）	固定項目
月間開催予定回数	固定項目	謝礼（1回）	3千円/人まで、最大2名
合計		合計	
0円		0円	
収支		0円	

※講師に対する謝礼・報酬は、講師1人につき3千円/回（交通費・お茶代等を含む）まで、最大2名まで開催経費として計上できます。
 ※利用回により講師謝礼の額や講師人数が変動する場合は按分して記入してください。

※事業計画の概要がわかる「チラシ」、「PR資料」等を添付してください。

営利加算適用後の支出 (会場使用料×2+附属設備+謝礼)	0円
営利加算適用後の収支	0円
判定結果	営利加算なし

【参考】営利加算判定対象外（材料費、資料代、保険料を参加費・月謝等と別に徴収する場合）※月額

【収入】実費徴収金（材料費等）		【支出】材料費、資料代、 保険料	
参加人数	0人	参加人数	0人
合計	0円	合計	0円

※使用許可対象の使用時間区分内で複数開催する場合も1開催として記入してください。
 ※記載内容と異なる使用をした場合に、次回以降の使用をお断りすることがあります。